

公益社団法人 日本獣医師会

平成26年度動物感謝デー実施事業応募要領

第1 事業名

平成26年度動物感謝デー実施事業

第2 事業実施の目的及び概要

1 事業実施の目的

- (1) 私たちが飼育する動物たちは、①動物性たんぱく質の供給源として、また、②家族の一員、生活の伴侶として国民生活に貢献するとともに、最近では、③補助犬等の介護・福祉分野、学校での動物飼育を通じた教育分野に貢献し、更には、④野生動物の生物多様性の確保・自然環境保全のモニターとしての役割を果たす等、国民にとって身近で、かけがえのないものとして、その位置付けが大きく変化するとともに、その存在がクローズアップされてきている。
- (2) 一方、獣医師は、動物に対する医療の提供をはじめ、食肉・卵・乳等の畜産物の生産から流通に至る安全性の確保と生産性の向上、人と動物の共通感染症の防疫、医薬品の開発・研究、獣医学の教育・研究、動物愛護・福祉、野生動物保護管理等の多岐に渡る役割を担っているが、前記のとおり動物の社会的位置付けが大きく変化する中、その役割は、格段に重みを増し、その業務の質の向上に対する社会的期待は高まってきている。
- (3) 公益社団法人日本獣医師会（以下、「本会」という。）は、これらの社会的要請、期待に応え、獣医師及び獣医師の業務の質の向上を支援していくためには国民的理解が不可欠であると考え、動物の果たす社会的役割及びそれを飼育することの重要性、また、動物の健康を支える獣医師の役割とその活動の実情と多様性を広く国民の皆様に普及・啓発していくために動物感謝デー事業を実施することとした。
- (4) 動物愛護・福祉に配慮した人と動物が共存して生きる豊かな社会の構築に関する普及啓発を行う動物感謝デー事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として実施する「公益に関する事業」の一環をなすものであり、公益法人である本会の使命であるともいえる。
- (5) また本会は、動物感謝デー事業の内容が獣医師の任務である疾病の予防、診断、治療並びに動物の保健衛生の向上、畜産業の発展、公衆衛生の向上に寄与することによって、動物関連産業基盤全般の発展につながるものであるため、動物関連企業・団体の理解を得るとともに、その幅広い支援・参加の下で実施するべきものであると考えている。
- (6) なお、本事業は、獣医師の役割・立場の市民向けの広報を目的に世界獣医学協会（WVA）が提唱する「World Veterinary Day」について、WVA加盟獣医師会である本会が協賛して開催するものとして位置づける。

2 事業の概要

本事業は、前項の目的を達成するため、平成26年10月4日（土）に実施する市民参加型イベント「2014動物感謝デー in JAPAN "World Veterinary Day"」を中心に関連事業を実施するものであり、実施する市民参加型イベントには関係企業・団体等によるブース展開や体験参加型コンテンツ、市民参加シンポジウム等の学術企画を含むものとする。委託する業務の主たる内容は以下に示すとおりとする。

- (1) イベントの企画・演出・準備（会場調整等。会場を複数として企画する場合、必要人員や経費等、円滑な運営に支障がない体制をとることを条件とする。）
- (2) 受託者独自の営業活動による協賛金確保
- (3) 出演者・協力者等の選定・交渉・管理
- (4) 事業に関する各種制作業務
- (5) 事前・事後広報等一般向け事業告知に係る各種業務（各種広報ツールの製作と配布、マスメディアとのタイアップ計画、各種広報媒体への露出調整、インターネットホームページの製作等）
- (6) 照明・音響を含む会場設営と撤収及び管理全般
- (7) 市民参加型イベント運営・進行管理
- (8) 事業実施後の実績報告書作成
- (9) その他本会が必要と認めた業務

第3 契約限度額

平成26年度動物感謝デー実施事業についての契約限度額は以下のとおりとする。ただし、受託者が独自に協賛金の確保を行った場合は、本会会長の承認により限度額を増額変更することができるものとする。

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- 3 これまでに同等以上の事業規模の動物関連イベントについての十分な運営実績がある者
- 4 服務規定等において、業務上知り得た情報を漏らさないという条件を満たしている者

第5 契約期間

本事業の契約期間及び契約については、本会と契約候補者との間で契約に関する協議が調い次第決定・締結し、契約期間の終了日は平成26年度内とする。

第6 参加表明書に関する事項

本事業への参加を希望する者は、事業参加表明書（別紙様式第1号）を作成し、平成26年1月20日（月）17時までに、第20の問い合わせ先に持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送により提出する場合も期間内必着とする。

第7 提供資料

第6の事業参加表明書を提出した者のうち、希望する者に対し、参考資料として（別添1）を提供するので、提供を希望する者は、資料提供申請書（別紙様式2号）を提出すること。

第8 応募する企画提案の内容

1 企画提案書

なお、企画提案書の作成にあたっての企画条件等は、別紙に示したとおりとする。

2 見積書（積算内訳）

第9 提出書類

1 企画提案書

2 事業に係る費用の見積書

本事業を実施するために必要な経費のすべての金額（消費税等の一切の経費を含む合計金額を記載のこと。）のわかる見積書及び個別の費用をできる限り詳細に記載した経費内訳書を併せて提出すること。

3 企業（団体）案内資料（パンフレット等）

4 定款または寄付行為

5 過去2期分の決算報告書

6 過去の事業実績等のわかる資料

過去3年間において本事業に関連し、又は類似した事業の実績がある場合はこれについて記入したものを持出のこと。なお、実績が複数ある場合は、最近のものから順に最大3件まで記載すること。

第10 提出書類の提出期限・提出先・提出部数等

第6により事業参加表明書を提出した者は、次により、第9に示した提出書類を提出すること。

- (1) 提出書類の提出期限は平成26年1月31日（金）までとし、郵送の場合は前日までに必着とする。
- (2) 提出先は第20の問い合わせ先とする。
- (3) 「企画提案書の提出について」（別紙様式第3号）に第9の提出書類（以下「企画提案書等」という。）を添付し10部提出すること。
- (4) 提案する企画案は1者につき1提案までとする。

- (5) 別添様式第3号及び企画提案書等の必要書類を期限内に提出しなかつた者については契約候補者として選定しないものとする。

第11 審査方法

- 1 企画提案書等の提出者は、企画提案の内容等について本会があらためて指定する日時に企画案の説明（プレゼンテーション）を行うものとする。
- 2 審査は、本会が設置する動物感謝デー企画検討委員会が行う。
- 3 動物感謝デー企画検討委員会は、企画提案書等を審査し、最上位の者を契約候補者として選定し、本会会長に推薦する。ただし、企画検討委員会が、企画提案書等の審査結果が最上位の者であってもこれを契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、これを契約候補者として推薦しないことがある。

第12 審査基準

企画提案書等の審査の基準は、次のとおりとする。

- 1 事業テーマ及び本会活動指針「一動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。一」の趣旨に合致し、獣医師の仕事に対する市民の理解促進、人と動物が共存して生きる豊かな社会の実現に寄与する企画内容となっているか。
- 2 本会が示した企画条件をすべて満たしているか。
- 3 効果的なイベント実施が期待できる会場計画であるか。
- 4 履行期限内に業務を実施し得るスケジュールとなっているか。
- 5 当該業務を行う体制は整っているか。
- 6 受託者が独自に新たな協賛金を確保できる体制を保持しているか。
- 7 事業実施に当たっての所要経費の積算は適切であるか。

第13 審査結果の通知

審査結果については、平成26年2月20日（木）までにすべての参加者へ通知する。

第14 企画提案に要する費用

企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の合否を問わず応募者が負担するものとする。

第15 企画提案書等の返却の可否等

- 1 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- 2 企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。
- 3 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は事業終了まで変更できないものとする。

4 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書等を無効とする。

第16 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

第17 契約保証金の扱い

契約保証金の納付は免除する。

第18 委託費の支払方法

本事業の委託費の支払いは、契約書に定める検査に合格し、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に日本国通貨によりその支払いを行うものとする。

第19 成果品に係る権利の帰属等

本事業により取得した、次の各号に掲げる権利等は本会が承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権（なお、著作者は本会および本会から適法に著作物の譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しないものとする。）

第20 問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

公益社団法人 日本獣医師会

動物感謝デー事務局

電話：03（3475）1601 FAX：03（3475）1604

担当者：駒田/松岡/原/長野

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成26年度動物感謝デー実施事業参加表明書

平成26年度動物感謝デー実施事業の企画競争に参加することを表明します。
なお、企画提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(別紙様式第2号)

平成 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

資料提供申請書

平成26年度動物感謝デー実施事業に係る資料提供を下記のとおり申請します。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(日本獣医師会事務局記載欄)

【貸与期間確認欄】

貸 与 月 日 :
返 却 月 日 :

(別紙様式第3号)

平成 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成26年度動物感謝デー実施事業企画提案書の提出について

平成26年度動物感謝デー実施事業に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

(別添 1)

平成26年度動物感謝デー実施事業参考資料

- ①2013動物感謝デー in JAPAN イベント小冊子
- ②2013動物感謝デー in JAPAN イベントポスター
- ③2013動物感謝デー in JAPAN イベントプログラム
- ④日本獣医師会雑誌見本誌